



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 9 0 号 令和 7 年 1 1 月 1 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 7 9	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
5 8 0	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
5 8 1	道路の区域を変更する件	高規格道路課
5 8 2	道路の供用を開始する件	同

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 3 ※	徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を 改正する規程	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 7	令和 8 年猟銃等講習会の開催日時等を公表 する件	
1 8	令和 8 年年少射撃資格講習会の開催日時等 を公表する件	
1 9	令和 8 年クロスボウ講習会の開催日時等を 公表する件	

徳島県告示第五百七十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社たすき	徳島市南沖洲一丁目七―四七―七	ヘルパーステーション Melia	徳島市末広一丁目五―二―二〇五号室 Pinon II	訪問介護	令和七年十一月二日
株式会社 M―connect	同 国府町日開字東四三七番地の四	株式会社 M―connect	同 東吉野町二―三二―二	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同

徳島県告示第五百八十号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
株式会社Miconect	徳島市国府町日開字東四三七番地の四	株式会社Miconect	徳島市東吉野町二―三―二	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和七年十一月二日

徳島県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
4		丸亀三好	同	三好郡東みよし町東山字 男山六九六番一地从 中村三三番一地从先 まで	新	七・三〇・二七・二	一七六・三
				旧	旧	三・五〇・一六・三	一七六・三

徳島県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年十一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
4	丸亀三好	三好郡東みよし町東山字男山 六九六番一地先から 同 字中村 三三番一地先まで	一七六・三	令和七年十一月十八日

徳島県企業管理規程第十三号

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月十八日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

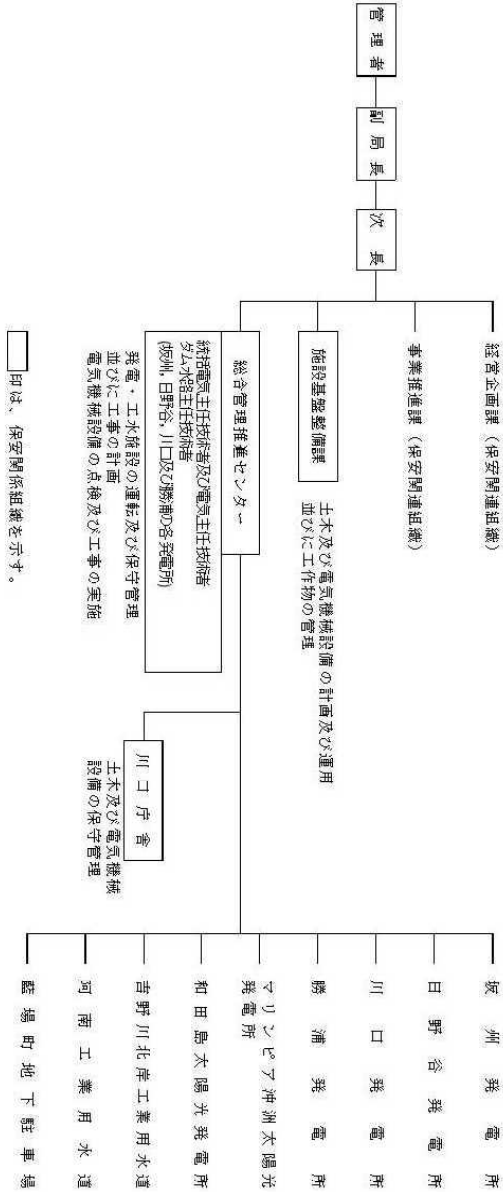
徳島県企業局電気工作物保安規程（平成十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表統括電気主任技術者及び電気主任技術者の項中「経営企画課、事業推進課又は総合管理推進センター」を「総合管理推進センター（水力統括）、総合管理推進センター（太陽光統括）、吉野川北岸工業用水道、阿南工業用水道又は藍場町地下駐車場」に改め、同表ダム水路主任技術者の項中「経営企画課、事業推進課又は総合管理推進センター」（坂州、日野谷、川口及び勝浦の各発電所）を「坂州、日野谷、川口及び勝浦の各発電所」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



別表第二中「川口発電所」や「川口発電所（仮設受電設備を含む。）」及び「勝浦発電所」を「勝浦発電所（仮設受電設備を含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和七年十二月一日から施行する。

徳島県公安委員会告示第 17 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 21 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 開催の日時及び場所

令和 8 年に開催する講習会は、現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開 催 日 時	開 催 場 所
1 月 22 日（木）午前 9 時 30 分	美馬警察署
2 月 8 日（日）午前 9 時 30 分	阿南警察署
3 月 11 日（水）午前 9 時 30 分	三好警察署
3 月 26 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
4 月 8 日（水）午前 9 時 30 分	美馬警察署
5 月 14 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
5 月 20 日（水）午前 9 時 30 分	三好警察署
6 月 11 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
7 月 5 日（日）午前 9 時 30 分	美馬警察署
8 月 6 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
9 月 10 日（木）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
9 月 24 日（木）午前 9 時 30 分	美馬警察署
10 月 8 日（木）午前 9 時 30 分	阿南警察署
11 月 12 日（木）午前 9 時 30 分	三好警察署
11 月 29 日（日）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
12 月 9 日（水）午前 9 時 30 分	阿南警察署

(2) 初心者講習会

開 催 日 時	開 催 場 所
2 月 18 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
4 月 15 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
7 月 15 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
10 月 21 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署
12 月 2 日（水）午前 9 時 30 分	小松島警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前9時から午前9時30分までの間に受け付ける。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条に規定する講習受講申込書をいう。）1通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

ア 講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）を、講習の申込みの際に納付すること。

(ア) 経験者講習会 3,000円

(イ) 初心者講習会 6,900円

イ 証紙は、令和8年9月30日で販売を終了（使用は令和9年3月31日まで可能）するので、令和8年9月30日より後に開催される講習会の受講を希望する者であって、証紙を購入できなかったものは、事前に開催場所の警察署の生活安全課に手数料の納付方法を問い合わせること。

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、申込みの際に猟銃・空気銃所持許可証（規則第31条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

ア 経験者講習会 午前9時30分から午後零時30分まで

イ 初心者講習会 午前9時30分から午後3時30分まで（正午から午後1時までは休憩時間）

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第 18 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 9 条の 14 第 1 項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 36 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 開催の日時及び場所

令和 8 年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開 催 日 時	開 催 場 所
6 月 17 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
8 月 19 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署
12 月 16 日（水）午前 9 時 30 分	徳島名西警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 80 条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、9,800 円に相当する金額の徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）を、講習の申込みの際に納付すること。

なお、証紙は令和 8 年 9 月 30 日で販売を終了（使用は令和 9 年 3 月 31 日まで可能）するので、令和 8 年 12 月 16 日の講習会の受講を希望する者であって、証紙を購入できなかったものは、事前に開催場所の警察署の生活安全課に手数料の納付方法を問い合わせること。

(4) その他

受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第9条の14第2項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第 19 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 24 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 18 日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

1 開催の日時及び場所

令和 8 年に開催する講習会は、現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と、その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い、日時及び場所は、次のとおりとする。

(1) 経験者講習会

開 催 日 時	開 催 場 所
5 月 27 日（水）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署
10 月 28 日（水）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署

(2) 初心者講習会

開 催 日 時	開 催 場 所
3 月 3 日（火）午前 9 時 30 分	徳島板野警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、いずれの日程も午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に受け付ける。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）第 20 条に規定する講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3) 手数料

ア 講習会の手数料として、次に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）を、講習の申込みの際に納付すること。

(ア) 経験者講習会 3,000 円

(イ) 初心者講習会 6,900 円

イ 証紙は、令和 8 年 9 月 30 日で販売を終了（使用は令和 9 年 3 月 31 日まで可能）するので、令和 8 年 10 月 28 日の経験者講習会の受講を希望する者であって、証紙を購入できなかったものは、事前に開催場所の警察署の生活安全課に手数料の納付方法を問い合わせること。

(4) その他

ア 経験者講習会の受講者は、申込みの際にクロスボウ所持許可証（規則第31条に規定するクロスボウ所持許可証をいう。）を提示すること。

イ 初心者講習会の受講者は、申込みの際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、それぞれ次に掲げる時間とする。

なお、初心者講習会終了後には、正誤式による筆記試験を実施する。

ア 経験者講習会 午前9時30分から午後零時30分まで

イ 初心者講習会 午前9時30分から午後3時30分まで（正午から午後1時まで
は休憩時間）

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められるものに対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署の会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合があるので、事前に開催場所の警察署の生活安全課に確認すること。